

八尾市立大正小学校 P. T. A. 規約

第1条 この会は、八尾市立大正小学校 P. T. A. と称し、事務局を小学校内に置く。

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と学校に勤務する教職員をもって組織する。

第4条 この会は、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、会計監査1名（書記、会計の内1名は、教職員が担当、会計監査は、通常前会長が当たる。）

第5条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 書記は、会の運営に関する議事を記録し、その事務を掌る。
4. 会計は、本会計事務を処理する。
5. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。

第6条 役員選出は、次の通りとする。

1. 役員を選出を行う時は、役員選出指名委員会を発足する。（役員選出指名委員会を次項より指名委員会と称する。）
2. 指名委員会は、次のように構成する。現役員及び学年代表・校外補導委員長・副委員長とする。（人選は別途協議する。）
3. 指名委員会の委員長は現会長が当たり、（別紙）「PTA役員指名方法」に沿って次期役員候補者を指名し、総会で経過報告し、承認後指名委員会を解散する。

第7条 役員就任の条件は、次の通りとする。

1. 次期役員候補者は、総会の承認を得て役員と決定する。
2. 役員の任期は、その年度定期総会より1ヵ年とする。但し、再任は妨げない。
3. 役員に欠員が生じた時は、実行委員会において推薦し、その任期は前任者の残任期間とする。
4. 次期役員が就任するまでは、前任者が代行する。

第8条 定期総会は年1回開催し、重要事項を審議する。総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。やむをえない事由で出席できない会員は委任状を会長に提出し、これに代えることができる。議決は出席者の過半数を要する。

第9条 この会は、次の委員を置く。

1. 委員は学年代表・広報委員、教養委員、校外補導委員を置く。
2. 実行委員は会長が任命し、1項の各委員は役員及び学校長推薦委嘱する。

第10条 委員会の任務は、次の通りとする。

1. 実行委員会は、役員・実行委員（学年代表、各委員の正・副委員長）・学校長及び関係教職員をもって構成し、この会の行事・会合・その他議案を協議・議決し、会の運営に当たる。必要に応じ会長が招集して開く。
2. 学年代表・広報委員は学校並びに学年担任と話し合い、教育推進に協力するとともに、教育活動やPTA活動についての広報に努める。
3. 校外補導委員会（地区委員で構成）は、校外での児童の保護善導について、学校と協力して生徒指導に努める。
4. 教養委員会は、会員相互の教養・文化の向上に努める。
5. 委員の任期は、その年度の定期総会より1ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

※ 平成 9年4月16日 部分改訂、平成10年度より実施。

※ 平成20年9月 6日 部分改訂、平成21年度より実施。

※ 平成29年5月18日 部分改訂、平成29年度より実施。

※ 令和6年11月 9日 部分改訂、令和 7年度より実施。